

全国賃貸住宅新聞に取り上げられました

「プライバシールーム」

新しい考えの部屋タイプを提案します

本来、楽しく暮らせるはずの同居住宅の問題点を解決

プライバシールームを採用して新しい展開を期待しています

第1333号

〈第3種郵便物認可〉

鍵付きの共用室を設置

『プライバシールーム』を商標登録

山寄勇建築研究所



山寄勇建築研究所
(東京都葛飾区)
山寄勇社長(69)

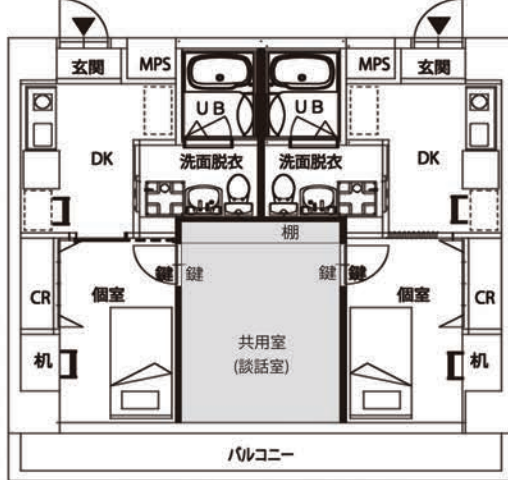
マンション・アパートなどの建築設計を手掛ける山寄勇建築研究所(東京都葛飾区)は今年3月に「プライバシールーム」の商標登録を取得した。隣接する2戸の間に共用室を設置し1戸とする間

取り。双方の部屋から共用室に入ることができ、それぞれの部屋から共用室の施錠ができる。共用室を設置することで交流はできるが、相手の部屋には入室できない。従来のシェアハウスやルームシェア以上に、共同生活する個々の生活空間の独立性を確保する住居として提案していく。

従来のシェアハウスやルームシェアなどで発生しやすいトラブルを軽減する住まい方として提案する。共同住宅やマンション・マンション、寮、ホテルなどへの導入を想定。例えば10〜15戸規模のアパートでは2戸分をリノベーションするなど提案をしている。

「同居室生活ではさまざまなルールが必要。仲が良くても一緒に生活するには適度な距離感が必要なる場合もある。家族の間でも仕事などで生活時間が違ったり、夫婦どちらかの親と同居が必要になっ

いった他者との共同生活ならではの不満も出やすい。『プライバシールーム』は生活空間と共用室を切り離すことでこうした不満を解消する。山寄社長は「同居室生活ではさまざまなルールが必要。仲が良くても一緒に生活するには適度な距離感が必要なる場合もある。家族の間でも仕事などで生活時間が違ったり、夫婦どちらかの親と同居が必要になっ



「プライバシールーム」の間取り例